



STOP!カスハラ

カスタマーハラスメント対策が義務化されます！

改正労働施策総合推進法が成立したことにより、令和8年10月1日から、
企業のカスハラ防止措置が義務化されます。

働く人が安心して笑顔でいられる対策を、今のうちから始めましょう。

カスハラに該当するもの

- ☑ 商品やサービス等の内容と無関係である不当な損害賠償要求
- ☑ 土下座の強要
- ☑ 大きな声で労働者や周囲を威圧
- ☑ 同様の質問の執拗な繰り返し
- ☑ 長時間にわたる居座り、電話での労働者の拘束

etc...

カスハラ対策にお困りの方はぜひ相談窓口へ！

電話相談・専門家派遣はこちらから

受託事業者 佐賀県社会保険労務士会

☎ 0952-26-3946

2026年8月4日～2027年3月30日(火・木曜日)

9:00～12:00、13:00～17:00

(祝日、夏季休暇(8月13日)、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)



ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト
あかるい職場応援団



佐賀県 産業人材課

☎ 0952-25-7100

詳しくは裏面をご覧ください▶



カスハラ対策で みんなが安心して働ける職場へ

主な対策方法

方針の明確化と 社内への周知・啓発

- ・「カスハラを許さない」という姿勢を就業規則などに明記する。
- ・従業員に周知・啓発し、教育する。



相談体制の 整備・周知

- ・社内の具体的な対応について、マニュアルを作成して従業員を教育する。



発生後の迅速かつ 適切な対応・ 抑止のための措置

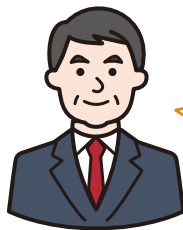
- ・一人ではなく複数名での対応、メンタルヘルス不調への対応など、被害を受けた従業員に対する配慮の措置を適切に行う。

取り組みを進める企業からの声

労働者を守ることを行動で示し、
職場環境が向上！



顧客対応に関連する訓練、研修の受講後は、落ち着いて対応できるようになりました。



会社としてカスタマーハラスメントに対する姿勢を示したことで、労働者の安心感が生まれました。

カスタマーハラスメント対策の必要性は理解していても 何から始めればよいのか分からない事業者の方へ

不安や疑問に答えるため、相談窓口の設置や、専門家の派遣によるサポートを行っています。対応方針の策定や社内体制づくりなど、実践的な支援を受けられますので、ぜひお気軽にご利用ください。

電話相談・
専門家派遣は
こちらから

受託事業者 佐賀県社会保険労務士会

☎ 0952-26-3946

詳しくは
こちら



2026年8月4日～2027年3月30日(火・木曜日)

9:00～12:00、13:00～17:00

(祝日、夏季休暇(8月13日)、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)



ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト
あかるい職場応援団



佐賀県 産業人材課 ☎0952-25-7100